

[様式 11]

第二種奨学金「利率の算定方法」変更届

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり「利率の算定方法」の変更をお願いします。

また、利率の算定方法を変更し、場合によっては返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の第二種奨学金「利率の算定方法」変更届を下記のとおり願います。

なお、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、「利率の算定方法」の変更に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

奨 学 生 番 号		学籍番号	届出年月日		西暦 20 年 月 日
8	0		生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)	
大学 (院)		学部	学科 (科)	年次	フリガナ
短期大学					氏名 (自署)
学校		課程	研究科		

私は、貴機構の第二種奨学金の「利率の算定方法」について、

{ 利率固定方式
利率見直し方式 }

への変更を届け出ます。

いずれかを○で囲んでください。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出する。

(注) 貸与期間中の一定期間変更が可能です。提出期限は必ず在学校に確認してください。※貸与終了後は変更できません

■保証制度(必ず記入してください。)

※人的保証の場合は、連帯保証人・保証人それぞれの自署と実印での押印、及び添付書類として印鑑登録証明書が必要です。

現在選択している保証制度をチェックする。 <input type="checkbox"/> 人的保証 (右欄を記入) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証明書を添付 <input type="checkbox"/> 機関保証	私は、上記の利率算定方法の変更により返還総額が変更することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。
	機構届出の住所 〒 _____ 電話番号 _____ 連帯保証人: (自署) 氏名 _____ 実印 (生年月日 年 月 日)
	私は、上記の利率算定方法の変更により返還総額が変更することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。
機構届出の住所 〒 _____ 電話番号 _____ 保証人: (自署) 氏名 _____ 実印 (生年月日 年 月 日)	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。

※機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本届提出前に「連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。

■本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所 〒 _____ 電話番号 _____ (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署)
	住所 〒 _____ 電話番号 _____ (親権者) 氏名 (自署)

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記の届出を適当と認めます。

20 年 月 日

●学校記入欄(必須)

返還誓約書機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/>) を記入)	<input type="checkbox"/> 済
--	----------------------------

学 校 名 _____

電話番号 (担当者名) (- -)	学校番号	区分
------------------------	------	----

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

異動・補導係 郵送必要 入力不可